

平成 27 年度長寿・健康増進事業の実施に係る補助対象事業等一覧表

別表1

事業区分	補助対象事業	補助対象期間
長寿・健康増進事業の実施	長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのために、積極的に取り組む以下の事業の実施に必要な経費 (1)健康診査 ① 健康診査（追加項目等） 被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るために実施する健康診査のうち、一定基準に基づき医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目に係る費用の助成を実施する。 ② 在宅要介護者等への訪問歯科健診等 歯科健診を受診できない在宅被保険者に対し、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するための歯科健診等をモデル事業として実施する。 (2)保健指導等 ①健康教育・健康相談等 被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等を踏まえ、保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業を実施する。 ②保健事業に係る市町村等との連絡・調整 地域の状況に応じ被保険者にふさわしい保健事業を行うため、市町村等関係者との連絡・調整等を行う。 ③保健事業実施計画に基づく保健事業への支援 地域の健康課題に対応するため、高齢者の医療の確保に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 26 年厚生労働省告示第 141 号。以下「保健事業実施指針」という。）により策定した保健事業実施計画に基づき、健診の結果や診療報酬明細書等情報等を踏まえ、被保険者を対象とした保健事業を実施する。	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

	④医療資源が限られた地域の保健事業 医療機関が少ない等医療資源が限られた地域において、その特性により必要な保健事業を実施する。 ⑤専門職による相談・訪問指導 低栄養、筋量低下等による機能低下や疾病等の課題に対応するため、高齢者の特性を踏まえた重症化予防や低栄養防止等のための相談や訪問指導等をモデル事業として実施する。 (3)保健事業実施計画の策定 保健事業実施指針に基づき、被保険者の状況等を把握し、関係者と協議の上、保健事業実施計画を策定する。 (4)社会参加活動支援等 ①運動・健康施設等の利用助成 被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設、健康施設等を利用する場合の費用の助成を実施する。 ②社会参加活動等の運営費の助成 被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、自治体その他の団体が行うスポーツ大会、社会参加活動等の各種行事等にあたって、運営費用の助成を実施する。 ③人間ドック等の費用助成 疾病の早期発見を目的として、被保険者が人間ドック等を受診した場合の自己負担分を除く費用の助成を実施する。 (5)その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業 上記(1)から(4)まで以外であって事業の趣旨に沿った取組についても対象とする。	
--	---	--

平成27年度長寿・健康増進事業の実施に係る補助対象事業等一覧表

別表2

1. 事業区分	2. 基準額	3. 対象経費
長寿・健康増進事業の実施	広域連合長が必要と認めた額	事業を実施するために必要な次に掲げる経費
		報酬、共済費、賃金、報償費、旅費 需用費(消耗品費、燃料費)、 印刷製本費、光熱水費 役務費(通信運搬費、手数料、保管料 広告料、保険料)、委託料、使用料及び 賃借料